

2006年度

総会議案書



とき 2006年6月25日(日)午後1時から4時
ばしょ 船橋市中央公民館

船橋市学童保育連絡協議会

連絡先 〒273-0004 船橋市南本町 31-5 TEL/FAX 047-433-9266
<http://homepage2.nifty.com/fghrk/>

放課後ルーム（学童保育）の現況及び状勢

現在、放課後ルーム（学童保育）は、厚生労働省の放課後児童健全育成事業に基づいて行われています。ところが5月9日突然、猪口内閣特命大臣（少子化男女共同参画担当）が呼びかけて、文部科学省と厚生労働省の放課後対策事業を連携して「放課後子どもプラン」（仮称）が創設されました。問題は、この2つの事業を連携してではなく、統合して運営している自治体が増えて来ている点です。いわゆる全児童対策事業です。

船橋市学童保育連絡協議会（以下市連協）では、2006年度は、この問題を大きく取り上げ、船橋市が間違った方向に向かわないように関係各所に働きかけます。

以下に「放課後子どもプラン」（仮称）の概要を記載します。

放課後子どもプラン（仮称）

（１）事業連携の基本的な方向性

- ・各市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局との連携にしたに、「地域子ども教室推進事業」（文部科学省）と「放課後児童健全育成事業」（厚生労働省）を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」（仮称）を創設する。
- ・教育委員会が主導することにより学校が従来より積極的に関わることが期待される。
- ・各市町村では、校長又は教頭がメンバーとして参画する同プランの事業運営組織を設ける。
- ・同プランはできる限り、小学校内で実施することとする。当面、児童館や公民館等、小学校以外で実施する場合も認めるが、将来的には小学校内での実施に努めることとする。
- ・同プランは、福祉部局職員、教職を目指す大学生、退職教員、地域のボランティア等を活用することとする。また、これらの者と学校の教職員間で情報交換等、十分な連携に配慮するものとする。

（２）今後の進め方

- ・具体的な連携方策、予算措置、推進体制等については、平成19年度概算要求時までに関省間において検討する。

2005年度の経過報告

1 はじめに

日頃より市連協の活動にご協力頂き、誠にありがとうございます。船橋市の放課後ルームが公設公営となり今年で7年目を迎えます。

利用者も年々増加し今年度は3400名の申請がありました。そのため多くの待機児童と益々増える大規模ルーム問題が深刻な問題となってきました。未だに父母会活動に理解を示しては頂けないルーム関係者も少なくは無く、問題の重大さに気が付いて頂ける様今後も話し合いをもって解決して行こうと考えています。

それでも昨年は初めての連協主催のキャンプを千葉県小見川青少年自然の家で行い、120名の参加者でとても楽しい日を過ごせました。今年度も各ルームでの父母会の育成と各父母会との連携を強化し、とかく衰退する公設公営の父母会のあり方を考えて行きたいと思います。ここで下記に2005年度の経過を報告致します。

(1) 要求の前進・運動の前進

2005年度は4ルームで増設が行われ、その中でも法典西が学校内に移設されたこと。また引き続き2006年度以降に増設が計画されて、抜本的な待機児童解消の方向に踏み出したこと。

大規模ルームに問題があると認識し、塚田で試験的に1ルームを2分割したこと。ルーム内で父母会を開くことが認められたこと。入所説明会終了後、父母会の説明会を開催出来る様になったこと。

第5回がくどうまつりや2005年度から始めた連協主催のキャンプの案内に協力してもらえたこと。

社会教育団体に推薦して頂いたこと。

(2) 今後早急に改善が求められている事項

しかし、ルームの利用者増加に伴い、早急に解決しなければならない課題や新たに発生している多い事も事実です。

切実な要求として、ルームの増設や4年生以上が入所できるようにすること。(当面の緊急措置を含めて)また、同時に大規模問題を解決すること。

指導員の勤務労働条件で、低い賃金がさらに削減され、やりがいを持っているにもかかわらず、生活できず退職を余儀なくされる指導員が多く、保育水準の維持向上を妨げる要因になっていること。

放課後ルームの設置基準や運営基準を文書化し明確にすること。

担当課、指導員、保護者の関係を改善し、お互いの立場を理解しあい信頼関係を築くこと。そのための父母会活動を積極的に支援すること。

保護者各員が父母会の必要性を認識し積極的に参加をすること。

上記事項を改善するために、今までの運動を継続的に進めるとともに、今後重点的に取り組むこととして、定例会や「がくどうほいくふなばし」、ホームページなどで、父母会の交流を活発に行い、父母の要求を積極的に取り上げることを通じて、単位父母会の活動の活性化と市連協の組織強化を図ることです。

今年度はこれらの運動に力点を置き、各父母会の運動・市連協の運動を活発に展開していきましょう。

付属資料

・千葉県学童保育連絡協議会 定期総会議案より抜粋	24
・2006年度活動日誌	27
・保護者の方へ（放課後ルームのご利用にあたってのお願い）	28
・2006年度児童ホーム職員体制	29
・船橋市学童保育連絡協議会 申し合わせ	30
・2006年度放課後ルーム入所状況	31



2 船橋市に対してルームに付いて改善要求を行いましょ

(1) 待機児童を出さないためにはルームの増設がどうしても必要です

市連協では、児童育成課と増設に付いての懇談会を2006年5月19日開催しました。直接、各ルームの父母から訴えてもらえて事で様々な問題がある事を市当局も理解していただけたようです。昨年度のその他の取組みとしては、市児童育成課との懇談を2ヶ月に1回程度、役員を中心に行いました。担当課との交流会は、11月16日に市役所の会議室で行われ、要望書の回答を中心にルームの増設問題、安全管理体制等について話し合われました。

しかし、担当課の努力があっても児童数の増加と放課後ルームの利用者の増加により今年度4月現在で23ルーム229人が入所できませんでした。3年生以下は、8ルーム96人で3年生以下でも入所できないルームは昨年より遙かに多くなりました。

	ルーム数・人数	不許可ルーム
3年生以下	8ルーム96人	湊町、峰台、海神、法典東、飯山満南、薬園台南 古和釜、大穴北
4年生以上	20ルーム133人	上記3ルームの他 船橋、葛飾、小栗原、八栄、夏見台、三咲、八木が谷北 行田西、前原、七林、三山、高根台第一、高根台第二

これらを解決するためには、条例改正がどうしても必要ですが、現在、運用されている基準を明確化していくことも重要と考えます。市連協では、市への重点要望として基準の明確化、3年生以下はもちろん、4年生以上も入所できるよう条例改正も引き続き要望していきます。また同時に大規模問題による怪我の増加や保育内容の乱雑さを深刻な問題としてとらえ解決して行く様に求めて行きます。

(2) 4年生以上も入所できるために、当面の緊急措置と条例改正を求めます

昨今、児童が関わる悲惨な事件が多い中、今年も4年生以上の児童で133人の待機がでました。これを解決するためには、条例改正がどうしても必要です。市連協では、市への重点要望として位置づけてきました。

懇談の中で、条例の改正、夏休み、春休みなど長期休暇中の入所について要望しました。児童育成課は、夏休みについて対応を検討するとの回答がありました。その後の懇談の時、「むずかしい」との回答がありました。引き続きねばり強く要望するとともに、増設を進めることが重要です。

(3) 父母・指導員・船橋市の協力体制をつくる問題

子どもたちの安定的な生活を保障するために、保護者、指導員、園長、担当課が協力しあうことは不可欠な課題です。これまでにルームの行事に父母が参加出来る様になり、各ルームでは様々な工夫を凝らして、行事が行われるようになりましたが、未だ父母が参加する行事が組めなかったルームもありました。多くの子どもたちが生活していく中、トラブルや生活環境の改善、待機児童への対応と様々な問題を日々抱えている事は、当然の事だと認識しています。そんな中、私たちは、ルームの行事が父母と指導員の交流を深め、信頼関係を構築するには、格好の機会と考えています。多くの父母が参加しやすい日程や行事を開催してもらうなどの取り組みが必要です。

がくどうまつりでは、市で後援いただき、学童主催のキャンプでもチラシを全ルームで配布等してもらうなどの協力をいただきました。

(4) 指導員の安定した配置と安心して働ける待遇の改善

1. 劣悪な労働条件

55カ所の放課後ルームには334人の指導員が配置されています(06年4月1日現在)。その内訳は非常勤職員209人(192人)臨時職員125人(184人) ()は昨年4月1日現在)となっています。現場には常勤職員は一人もいません。児童ホーム園長(常勤職員)がルームの園長を兼ねていますが、放課後ルームの現場にいる訳ではないので、実情が伝わりにくい点があります。

指導員の労働条件は以下の通りです。

	身分	勤務時間	時給	備考
ルーム指導員	非常勤	6時間×5日/週	1310円	試験資格 保育士、教員免許等 採用は競争試験
補助指導員	臨時	5時間×5日/週	900円	採用は選考
パート指導員	"	5時間×4日/週	900円	採用は選考 ルーム指導員の週休日に勤務(火木金土)
三季パート指導員	"	5時間×5日/週	900円	採用は選考 夏冬春休みの一日開設日に勤務

臨時職員は、1年間を超えて任用できないとされているので、「6ヶ月雇用」を2回繰り返した後、「2週間」の待機期間を置いている。(いったん、年度末(3月末)に臨時職員全員の雇用期間を切るため、採用期間が6ヶ月に満たない場合もある)

「短期雇用」という理由で定期昇給制度や一時金制度、退職金制度などはなく、年収は120~200万円程度となります。

このように実収入が少なく、年齢加算がされない実情です(「加算」どころか「人事院勧告」がマイナスとなっていることで、この間減給が続いている)。

このために、指導員の中には(特に若い指導員)「他の仕事に就くまでのつなぎ」として考える方も少なくありません。昨年度も非常勤職員指導員のうち26人が退職しました。臨時職員も加えると相当数にのぼります。指導員(非常勤職員)が不足することで、年度途中の異動(配置換え)も発生しています。

指導員の入れ替わりが激しい現状の中で、指導員と子どもと関係作りが希薄になったり、子どもを理解するノウハウの蓄積がされにくいという弊害が生まれています。配置先のルームで、初対面の子どもたちから「先生はいつまでいるの?」と言われるという話もめずらしいことではありません。

学童保育(放課後ルーム)の生活内容を安定的なものにするために、指導員が長く働ける条件を確立することは避けて通れない課題です。

2. 大規模化、職員の配置基準

増設がすすめられた一方で、学童保育の大規模化がすすみました。95年度申請数は3000人を超え、100人を超えるマンモスルームがさらに1カ所増え4カ所になりました。60人以上のルームは22カ所になります。1施設で多数の子どもを受け入れることで生じる問題は、指導員の人数を増やすだけでは解決することはできません。なぜなら、ルームの生活はそのルーム全体で営まれるために、ひとり一人の指導員がその集団全員の子どもを把握しなければならないからです。

06年度も増設計画があり、子どもにゆとりある放課後を過ごさせるための改善が必要になっています。

一方、指導員の配置基準は、組合と担当課の交渉の上、すべてのルームに非常勤3人体制が実現した現行体制を維持させました。

<06年度配置基準>

	0~20人	21~40人	41~50人	51~60人	61~70人	71~80人	81~90人	91~100人
非常勤	2	2	3	3	4	4	5	5
事故対 (非常勤)	1	1	0	0	0	0	0	0
補助	0	0	1	1	0	1	0	1
パート	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	4	4	5	5	5	6	6	7

1) 障害を持つ児童の受け入れの場合、3名につき1名の補助指導員を配置している(障害の程度により多少の違いあり)。

3 2005年の市連協の船橋市に対する要望項目について

7月27日に、船橋市保育問題協議会の団体といっしょに市に要望書を提出しました。市連協は、6月の定期総会に第1次案を提案し、定例会での討議をへて、15項目の要望書を提出しました。その後、10月18日に各担当課が出席し、回答内容について質疑応答の時間がもたれました。

11月16日に各父母会からの参加者を含めて、15項目についての懇談を児童育成課長と行いました。また市保問協と助役懇談が行われました。市連協では、増設問題を中心に父母の要望を伝え、早急に増設を行いたいよう訴えました。

放課後ルームに関する2005年度要望について

要 望 書	回 答
<p>日頃より放課後ルーム事業の発展にご尽力いただき、心からお礼申し上げます。今後も公設公営での放課後ルームの維持と放課後ルームが全児童対策事業と併用しないようお願い致します。</p>	<p>本市におきましては、公設公営で放課後ルーム事業を設置、運営しておりますが、現在のところ「全児童対策事業」に移行することは考えておりません。</p>
<p>昨年度も4ルームの増設や移転を決定して頂きました。しかし、なお待機児童も多く、定員オーバーするルームが28ルームに増えました。今後は待機児童を絶対ださない措置をとってください。そのため次の点を要望します。</p> <p>a) 今年4月に定員超え入所となった22ルーム(増設計画のある2ルームを含む)について早急に増設計画を策定し、増設してください。</p> <p>b) 増設にあたっては、学区内に新設することも含め、当該ルーム父母・父母会及び指導員の意見を十分聞いて進めてください。</p> <p>c) 大規模ルームが増えその要因での事故等も増えています。40名を超える大規模ルームは順次分割・増設して適正規模にしてください。</p>	<p>a) 施設の整備については、今後の全児童推移等を勘案しながら、増設計画を進めてまいります。</p> <p>b) 施設の増設については、学校内に設置することになることから、教育委員会(学校等)と協議することになります。なお、施設の内容等につきましては、父母会等のご意見を伺い、可能なものについては、取り入れるよう努めております。</p> <p>c) 施設の増設につきましては、校内敷地や空き教室の状況に制限等もあり40人以上のルームを全て分割、増設する事は困難であります。</p>
<p>障害をもつ児童を受け入れているルームでは、現在の指導員配置基準では、必ずしも対応出来ているとは思えません。各ルームでの業況を調査し条件整備を行ってください。</p>	<p>障害をお持ちの児童については、体験入所における専門家の意見を踏まえて、指導員の加配を行っておりますが、今後も各ルームの状況を見ながら対応してまいります。</p>
<p>4年生以上の放課後ルームへの入所を希望する児童が増えています(今年度は84人)。そのため次の点を要望します。</p> <p>a) 「4年生以上の児童も積極的に受け入れ</p>	<p>a) b) c) d)</p> <p>本市の放課後ルーム事業については、小学校1年生から3年生までを定員の対象としており、夏休み等を含めて、定員の対象学年の</p>

<p>るよう配慮されたい」(2001年12月20日の厚生労働省課長通知〔雇児育発第114号〕)との通知に基づいて、4年生以上の児童を積極的に受け入れてください。</p> <p>b) 厚生労働省は「登録されなかった児童数」を把握して「利用したい児童全てが利用できるよう整備する」ことを方針として打ち出しています。4年生以上の児童についても入所募集し、希望者数を考慮したルームの増設を行ってください。</p> <p>c) 市の放課後ルーム条例を改正して、6年生までを対象児童としてください。</p> <p>d) 春休み、夏休みには4年生以上も定員の120%枠で入所出来るようにしてください。</p> <p>e) 入所している児童の継続申し込みは、郵送以外に各ルームでも受け付ける様にしてください。また、3年生以上にも翌年度の入所申込書を配布してください。</p>	<p>変更は考えておりません。なお、4年生以上につきましては、従来どおり定員に余裕があるルームで受入をしております。</p> <p>e) 翌年度の継続申請の手続きについては、郵送または直接児童育成課(電話:436-2318)までおねがいたします。また、翌年4年生以上になる児童についても、希望者には各ルームで申請書を配布しておりますので、ご利用ください。</p>
<p>市策定の非常時の連絡体制、避難計画を文書化して父母にも配布して下さい。(例えば、台風・震災・子どものけが等)</p>	<p>非常時の連絡体制、避難計画等については、各ルームごとに作成し、保護者会においてもご説明申しあげております。</p>
<p>船橋市の放課後ルームは他都市と比較しても高水準の事業だと認識しています。その放課後ルームの設置及び運営基準を明確に文書化して下さい。</p>	<p>施設基準については、既存施設を参考としておりますが、改善が可能なところは改善を図るとともに、他市の施設状況等を勘案しながら検討してまいります。また、行事や職員の対応等運営に関する基準についても、必要に応じて貴会とともに、指導員の意見も聞きながら、今後整理してまいりたいと考えております。</p>
<p>昨今、児童に対する暴力行為が増加するなか、避難口が1カ所しかないルームについては、早急に対策をしてください。また、各ルームに非常時にサイレンなど近隣に通報できる機材や防犯用器材を設置してください。さらにルームからの緊急通報が、一斉に関係機関(市・警察・消防・警備会社)に流れるシステムを随時導入してください。</p>	<p>避難口が1カ所しかないルームについては、平成17年度からインターホンを設置するなどハード面の整備を図るとともに、指導員が安全面に注意することで対応しております。不審者に対する非常用警報機器等については、17年度全ルームに非常ベルを設置しており、不審者に関する情報の伝達体制については、今後整備してまいります。</p>
<p>おやつは学校の栄養士の意見も十分聞いて決めてください。市販のおやつにしてもメニューを例示し、指導員に情報提供してください。ルームによるおやつ工夫の差も著しくあり、指導員間の情報交換も行って下さい。</p>	<p>おやつについては、食中毒等に関する安全面から市販のものを提供するように徹底しております。また、メニューについては、各ルームごと工夫して提供しておりますが、各ルームによって著しい格差が生じないよう、情報交換等しております。</p>
<p>放課後の児童健全育成を目的とした事業</p>	<p>a) b) c)</p>

<p>である放課後ルームは、指導員及び父母の協力によって成り立ちます。よって以下の事項を徹底させて下さい。</p> <p>a) ルームでの子供たちの生活状況の報告として保護者懇談会の開催。(最低4半期ごとに)</p> <p>b) 指導員と父母の交流は、お互いの信頼関係を構築する上で非常に大切な事です。ルーム行事を父母の交流の場とし、父母も参加出来るような条件で(土曜日など)実施出来るよう行ってください。</p> <p>c) ルームの円滑な活動を支えるために学校で言うPTAと同様な関係を父母と指導員との間に構築するようにして下さい。それに伴い父母会の設立育成に積極的に協力して下さい。</p>	<p>保護者懇談会、父母の参加できるルーム行事等については、各ルームにより状況が異なりますので、これらの行事の開催について全てのルームに統一的に市道することは考えておりません。また、父母会の設立、運営に関しましても同様に考えておりますが、既に設立されている父母会については、できる範囲内で協力してまいります。</p>
<p>放課後ルームにとって指導員の役割は大変重要です。</p> <p>a) 「基本方針」に定めている、「放課後児童指導員(注:非常勤一般職)は、児童の定員40人に対して3人配置する」を今後も守ってください。</p> <p>b) 児童数が40人をこえるルームは、児童数に比例して(児童13人に指導員1人の割合で)放課後児童指導員(非常勤一般職)を配置して下さい。特に障害児を受け入れるルームにおいては、なお一層の配慮をして下さい。</p> <p>c) 年度途中で放課後児童指導員(非常勤一般職)に欠員が生じた場合も、補欠合格者(採用待機者)から順次採用するなど、非常勤一般職と同等の資格者が補充されるような採用方法にしてください。</p>	<p>a) b) c)</p> <p>ルーム職員の配置及び採用については、原則的には児童数に基づいた配置基準を定め、職員の意見を聞きながら職員組合とも確認し対応しておりますが、今後とも指導員の安定配置に努めてまいります。</p>
<p>ルームでの格差をなくすため、指導員研修会に指導員情報交換の場を築いて下さい。</p>	<p>平成16年度に引き続き障害児対応に関する研修会を実施するなど、情報交換の場を設けているところですが、今後も職員の意見を聞きながら情報交換も含めて、研修会の内容を充実させてまいります。</p>
<p>昨年度も多くの指導員が退職しています。これは重大な問題と考えています。子どもたちが安心して放課後ルームに通うためには、指導員が継続して働けることがどうしても必要です。指導員の賃金・労働条件、身分保障について抜本的な改善をはかってください。</p>	<p>職員の勤務条件については、市全体の非常勤職員との均衡に配慮しながら、必要に応じて対応してまいります。</p>
<p>一度に複数の指導員が異動するようなことは、原則としてやめてください。</p>	<p>職員の異動については、勤務年数、年齢等全体のバランスを考慮した中で対応して</p>

	おりますが、一度に複数の指導員の異動については、極力配慮してまいります。
公設公営に移行にあたり職を失った前指導員に対し、引き続き市の職のあっせんをしてください。	市の臨時職員等の登録については、職員課（電話：436-2147）で対応しております。

4 要望の実現をめざして国・県・市への働きかけを強めよう

(1) 国への働きかけ

2005年5月要請行動(政府予算の概算要求にあたって)

昨年度、厚生労働省の学童保育に関わる補助金は、「三位一体改革」の流れの中で大幅な組み替えがなされ、障害児受け入れ加算や長時間加算が廃止されるおそれがありました。今後この流れが一層強まることが予想されることから「補助金の大幅増額・拡充」を強く求め、財務省や総務省にも要請しました。

政府が進めている「三位一体改革」は国の責任と財政保障を地方自治体に負担させるもので、地方自治体はその負担を住民（学童保育の利用者）に押し付けることになれば、仕事と子育ての両立支援、次世代育成支援対策、「子ども・子育て応援プラン」が大きく後退していくことは明かです。国や地方自治体がそれぞれの役割と責任を果たすためには「学童保育のナショナルミニマム」が制度的に保障されることが不可欠であると訴えました。また、大規模化が急速に進行している実態を踏まえ「適正規模の学童保育」が切実な課題になっており、国としての設置運営基準作りを強く要望しました。

< 要望内容の概要 >

- 1 国の学童保育予算の継続と大幅増額を
- 2 学童保育に対する国の方針を明確化し、法的整備も含めて制度の確立を
- 3 文部科学省を通じて各教育委員会に周知徹底を

政党や国会議員への要請

要望内容を「学童保育の量的拡大」「学童保育の質的拡充」「働く親を持つ子どもには学童保育を」の3点にまとめ、適正規模の学童保育の一小学区複数設置、学童保育の設置運営基準づくりと補助金の拡充を訴えました。要請先のほとんどで内容の理解が得られ、「ニーズは高いが整備が遅れている」との学童保育の課題に対する共通認識を確認することが出来ました。

(2) 県への働きかけ

千葉県内の学童保育事業のガイドライン化

次世代育成支援対策推進法を受けて、2004年度千葉県では県版のアクションプランを策定しました。昨年はこの策定委員（正式には千葉県次世代育成支援行動計画策定作業部会委員）に県連協の担当者は入ることができませんでしたが、この部会に対し設置運営基準の策定を粘り強く働きかけ、積極的に傍聴等を行った結果、2005年度には、千葉県次世代育成支援行動計画推進作業部会の中に放課後児童クラブガイドライン研究会が設置される運びとなりました。また、この研究会の委員9名中4名は公募されましたが、県連協の常任幹事1名(父母)ト指導員労働組合連絡会の役員1名(指導員)が応募し委員になることができました。

研究会は9月から3月に7回の会合が開かれ、この間、指導員から現場の声を届ける等、よりよい基準作りのための情報提供を行いました。4月末に研究会としての原案が完成し、近々、パブリックコメントを受けつける形で、ガイドライン案が県のホームページに公開される予定です。

ガイドライン案の内容としては、不十分な点もありますが、概ね学童保育の望ましい水準を示したものになっています。今後は、このガイドラインが各市町村において実現に向けて進んでいくように、各市町村に働きかけることが大切です。また、千葉県の学童保育関係予算を抜本的に見直し、拡充することも必要になっています。

< ガイドライン案の主な内容 >

- ・対象児童は6年生までとしています。
- ・開設時間は原則として下校時から午後6時までとしています。(実態としては6時30分、7時といった閉所時間のところもありますが、子どもの生活リズムを大切にするという観点から6時になっています。ただし、「親の就労・通勤時間や子どもの状況が地域により違いが大きいので、終了時間を変更することができる」と追記されています。
- ・規模は40名を限度とするとしています。
- ・施設の広さは、生活室について児童1人あたり1.65平方メートル以上としています。
- ・指導員については、常勤専任と非常勤に分かれています。常勤専任については「継続した勤務の形態がある」「学童保育以外の他の業務を兼任しない」「実態として年間1800時間程度のフルタイム勤務が望ましい」が明記されています。
- ・保護者の保育参加と保護者会の設置をうたっています。

県単事業の予算化

平成17年度の要望書は県独自の施策に重点を置いて、その拡充と市町村への指導力の発揮を求めました。県による回答は、ほとんどの項目で「(学童保育の実施主体である)市町村において適切に対応されるべきもの」であるとして、県の責任を過小に評価しています。また、「厳しい財政状況」を理由に、県の上乗せ補助に極めて消極的な姿勢をみせている点も見

過ごせません。唯一、指導員の研修のありかたについては、見直す余地があるとして、県連協に対して要望の具体化を求めてきました。

なお、県はこれまで「状況説明」と称するメモ書き程度の回答を返してきていましたが、今回は正式な「回答書」の体裁を整えてきました。

県議会への請願、陳情や県知事や県議会議員との懇談をします

県知事との懇談は、担当課との協議を経て実現に努めています。指導員の研修のありかたについては担当課との意見交換の場を設ける方向で進んでいます。

5 父母会活動と市連協活動を大に行いました。

(1) がくどうまつりの報告

第5回「がくどうまつり」は、今年も船橋市の後援を得て11月6日(日)に開催されました。今年も延べ1000人を超える多くの参加者でにぎわうことができました。

このまつりは、

船橋市の学童保育関係者が一堂に集まり、交流できる場になること。

子どもと父母、指導員が楽しく参加できること。

まつりを通して学童保育の仲間の輪と連携を強めることができること。

を目的に企画・運営されました。結果、多くの父母会と指導員が参加することができました。

今年も、遊びコーナーはすべて盛況で、担当者のうれしい悲鳴があちこちから聞こえてきました。また、今年初めて手作りおもちゃで有名な木村研さんにご登場いただき、「木村研さんの手作りおもちゃコーナー」を開設いたしました。こちらも大変な人気を博して、長い行列ができていました。その他、オープニングには父母会有志によるバンド演奏や、エンディングには巨大バルーンの打ち上げを行い、丸一日楽しめる企画が盛りだくさんで、参加した子どもたちにとっては最高の一日となったことでしょう。

まつりの運営に関しては、後援をいただいた船橋市児童育成課をはじめとする関係諸機関の皆様、参加して下さったルーム関係者の皆様、指導員、旧指導員、地域の方、まつり要員の皆様、実行委員の皆様、ご協力ありがとうございました。この場を借りて厚く感謝申し上げます。引き続き、来年度もまつりを成功させていきましょう！！

(2) 市連協主催のキャンプ(小見川青少年自然の家)

葛飾放課後ルームより予約してあったキャンプ場を提供してもらい、多くの参加者を期待せず、募集を始めたところ、定員を遥かに超える申し込みがあり、慌てて実行員会を組織し、多くの指導員やボランティア学生の協力を得て、キャンプを開催しました。当初は、親子バラバラのグループ分けなどに戸惑う参加者もおられましたが、参加してその趣旨をご理解してもらえ、とても楽しいキャンプとなりました。参加者の皆さんから、また来年も開催して欲しいと言っただき主催者側も非常に感謝しております。引き続き、キャンプを開催してくように致します。この場をお借りして参加者のみなさま、並びに協力して下さった関係者に御礼申し上げます。

(3) 全てのルームに父母会を

ルーム内での父母会の開催や入所説明会終了後に父母会の説明会が出来る様になり、父母会の必要性を説明する機会をもうけました。保育園父母会連絡協議会に協力要請をし、ルーム説明会を行いました。またルーム例会は、会場を女性センターで開催し、ルーム交流をしてきました。担当課懇談のお知らせを会員以外にもし、定例会や連協活動の紹介をしました。「がくどうほいくふなばし」の発行やホームページによって情報を伝え交流をはかりました。もうしあわせに賛同する会員も募りました。

(4) 学習・交流活動

全国学童保育研究集会

今年は10月22日～23日に横浜で開催された集会には、船橋市から6名参加し、全国の学童保育の施策の動向、実態保育内容などの交流をしてきました。様子は「がくどうほいくふなばし」で報告しました。

県連協と千葉県学童保育研究集会

県連協定例幹事会に出席しました。県国の施策や要望についての協議に加わりました。また船橋の状況を報告し交流をしました。第30回千葉県学童保育研究集会は四街道で開催されました。船橋からも5名参加し県内の交流の場となりました。

船橋市保育問題協議会(市保問協)・「輝け船橋の子どもたち」

2月5日に「輝け ふなばしの子どもたち」を開催しました。分科会では、CAP(子供を暴力から守るプログラム)を開催し、30名を超える参加者がありました。参加者からは、非常に良い内容であると高い評価を得、各地域での開催を望む声も多く聞かれました。

「公立保育園大好きネットワーク」

だいすきネットからの呼びかけに応え、「つどい」学習会「パレード」に参加をし、署名に取り組みました。

保育園父母会連絡会との連携した活動

連絡定例会にて学童保育の状況を説明する機会がありました。父母会があるところないところの違い、市連協で交流し情報を得ることの大切さを伝えてきました。アンケートの協力の依頼もしました。また、ルームへの申し込み締め切り前にルームの生活に付いての説明会を開催しました。

(5) 月刊誌「日本の学童ほいく」誌を全父母に広げよう

各地のルームでの生活や子供を中心とした、父母や指導員の関わり、子育ての悩みや体験等、様々な内容が紹介されています。是非一度、ご購入下さい。身近な内容でとても面白いですよ。

(6) 市連協の活動を支える財政を確立しよう

委託事業当初の丸山小学童保育やまぶきクラブ父母会OBから、連絡協議会運営維持のための寄付がありました。賛助会員の入会もありましたが会員数や事業活動など目標は達成されませんでした。

(7) 新役員体制を確立し、市連協の活動を前進させよう

役員体制を確立するとともに、毎月1回の定例会と役員会を開催し、ホームページを充実させ、「がくどうほいくふなばし」を発行してきました。

2006年度の活動方針（案）

1 ルームの増設と保育内容の充実を求め運動を進めましょう

（1） 父母と父母会の運動でルームの拡充に取り組んでいきます

国は新たな方策として「放課後子どもプラン」（仮称）を打ち立てて来ました。私たちは放課後ルームに通っていない児童の放課後事業を否定する事はなく、むしろ歓迎しています。しかし、市が新事業を受け入れるに当たり放課後ルームと併合することが無いように要望していきます。また、新事業を企画する時に学童保育連絡協議会も正式なメンバーとして参画出来るように働きかけます。

市は放課後ルームの計画的な増設を進めようとしていますが、国からの補助制度の変更と市の財政難を理由に大規模な増設が行えず、年々利用者が増加する中、増設が追いついていません。また、少ない費用で多くの児童を受け入れるため、大規模問題が発生し、子どもたちの安全な生活が保障されなくなっています。市連協は、前年度に引き続き「増設を進める交流会」を開催し、父母会での運動の経験交流を行い、さらなる運動の前進を図っていきます。また、交流会での討議資料をまとめホームページに掲載し、各父母会での話し合いにも役立てていきます。

増設の形態が、空教室の活用やプレハブの新設による第2ルームとなるもの、現ルームの増設、図書室等との共用など様々な方法となっており、ルームによって保育水準に大きな較差が生まれています。当該ルームの父母や父母会と共に問題点を把握し、第2ルームによる運営上の問題点や最低限必要な設備等について検討を行い、市に対し要望していきます。

大規模ルームは問題が多いため、適正規模について話し合いを進めます。

昨年度も父母の運動により移転増設を勝ち取った教訓に基づいて、ルーム拡充のために、あらゆる機会を通じて、粘り強く市に要望していきます。また、増設が図られないため多くの待機児童がでる事態が予測される場合は、緊急の対策を求めて申入れも行っていきます。

増設が必要なルームで父母会が結成されていないルームでは、保育園父母会連絡会などと共同し、父母との懇談を通じて、父母会結成を進めます。

（2） 4年生以上の児童が入所できるために、当面の緊急措置と条例改正を求めます

2001年12月20日の厚生労働省課長通達に基づいて4年生以上も入所できるように

求めています。

市に対し引き続きニーズ調査を行うよう求めています。

入所している3年生以上の児童に対しても、次年度のルーム入所申込書が配布されるよう求めています。

上記の要望とあわせ、緊急の措置として特に要望の強い長期休暇中の入所や児童ホームの活用等を求めています。

(3) 父母・指導員・園長・船橋市の協力体制をつくる問題

園長や指導員と連絡を密にして、なんでも気軽に話し合える関係を積極的に築きましょう。

父母も参加できる行事開催がルームによって大きく格差があります。父母同士も含めコミュニケーションを図る意味にも良い機会となるよう、園長や指導員とよく話し合います。

引き続き学童まつりの後援、チラシの配布に協力してもらえるように市に働きかけます。

保護者会の開催もルームによって曖昧になっています。出席者の多少に関わらず実施していくことを求めています。また父母側も保護者会には誘い合って出席するよう働きかけます。

千葉県は、公設の放課後ルームであっても、その運営に父母会の必要性を訴えています。市も積極的に父母会育成に関わるように働きかけます。

市連協主催でキャンプを実施し、ルーム内外の父母や指導員との交流をします。

(4) 指導員の安定した配置と安心して働ける待遇の改善

保育内容の充実には指導員が安心して働ける環境をつくることも重要です。そのために指導員の労働組合との連携をたもち、一致できる点は協力していきます。

ア、指導員が安定的に働ける労働条件を求めます。

イ、生活づくりが充実するために研修を求めます。

保育内容の低下が懸念され、指導員にとっても高負担となる大規模ルームの解消をめざします。

(5) ホームページのリニューアル

ホームページを充実させ市連協の活動状況を多くの方に知らしめるようにします。

ホームページを通じて会員増加が図れるようにします。

2 2006年の市連協の船橋市に対する要望項目について

2006年度要望書(案)

日頃より放課後ルーム事業の発展にご尽力いただき、心からお礼申し上げます。今後も公設公営での放課後ルームの維持と「放課後子どもプラン」(仮称)による放課後ルームと全児童対策事業と連携は認めますが、併合は絶対にしないようお願い致します。また、市が「放課後子どもプラン」(仮称)を検討する際、学童保育連絡協議会も検討委員の一員にするようお願いいたします。

昨年度も4ルームの増設を決定して頂きましたことを感謝しております。しかし利用者が急増する中、待機児童も多く、未だ定員オーバーするルームが25ルームにあります。今後は待機児童を絶対ださない措置をとってください。そのため次の点を要望します。

- a) 今年4月に定員超え入所となった23ルーム(増設計画のあるルームを含む)について早急に増設計画を策定し、増設してください。
- b) 増設にあたっては、学区内に新設することも含め、当該ルーム父母・父母会及び指導員の意見を十分聞いて進めてください。
- c) 大規模ルームが増えその要因での事故等も増えています。40名を超える大規模ルームは順次分割・増設して適正規模にしてください。緊急処置として部屋を仕切り、それぞれのルームとして運営出来る等の処置も含みます。

障害をもつ児童を受け入れているルームでの指導員配置及び移動については、各ルームでの業況を調査し条件整備を行ってください。

近年、児童をねらった犯罪が急増し社会問題となっています。それに伴い4年生以上の放課後ルームへの入所を希望する児童が急増しています。

(今年度は453人、内待機が133名)そのため次の点を要望します。

- a) 「4年生以上の児童も積極的に受け入れるよう配慮されたい」(2001年12月20日の厚生労働省課長通知〔雇児育発第114号〕)との通知に基づいて、4年生以上の児童を積極的に受け入れてください。
- b) 厚生労働省は「登録されなかった児童数」を把握して「利用したい児童全てが利用できるような整備する」ことを方針として打ち出しています。4年生以上の児童についても入所募集し、希望者数を考慮したルームの増設を行ってください。
- c) 市の放課後ルーム条例を改正して、6年生までを対象児童としてください。

- d) なお、上記の改善がなされない場合は、春休み、夏休みだけでも4年生以上も定員の120%枠で入所出来るようにしてください。
- e) 3年生以上にも翌年度の入所申込書を配布してください。

市策定の非常時の連絡体制（緊急連絡網等）、避難計画や緊急時の対応を文書化して父母にも配布して下さい。（例えば、近くで不審者が出た場合・台風、地震等の震災時・子どものけが等）

船橋市の放課後ルームは他都市と比較しても高水準の事業だと認識しています。その放課後ルームの設置及び運営基準を明確に文書化して下さい。

おやつについては、市販の物を購入するにしてもメニューを学校の栄養士による講習会や専門家から例示し、指導員に情報提供してください。ルームによる工夫の差も著しくあり、指導員会議での情報交換も行って下さい。

放課後の児童健全育成を目的とした事業である放課後ルームは、指導員及び父母の協力によって成り立ちます。よって以下の事項を徹底させて下さい。

- a) ルームが主催する保護者会を出席者の少ない事を理由に開催を見合わせているルームがあります。これは非常に遺憾なことであり改善を求めます。ルームでの子供たちの生活状況の報告として保護者懇談会の開催してください。（最低4半期ごとに）
- b) 指導員と父母の交流は、お互いの信頼関係を構築する上で非常に大切な事です。ルームの行事に父母を参加させない傾向のあるルームも多く見受けられます。ルーム行事にもっと父母を参加させるような条件で（土曜日など）実施出来るよう行ってください。
- c) ルームの円滑な運営は、指導員の努力だけでは行えません。父母にも一定の責任意識を持たせるためにも学校で言うPTAと同様な関係を父母と指導員との間に構築するようにして下さい。それに伴い全てのルームに父母会の設立及び育成を積極的に行ってください。
- d) 他の自治体が行っているように父母会定例会や父母会の行事に指導員が参加出来る仕組みにして下さい。（例えば、指導員の時間外勤務として）

放課後ルームにとって指導員の役割は大変重要です。

- a) 各ルームの責任者は、管轄する児童ホームの園長が、その任となっていますが、現場の指導員の責任者はいません。現場に責任者がいないことは非常に困ります。各ルームに責任者となる常勤の指導員を配置して下さい。

- b) 「基本方針」に定めている、「放課後児童指導員（注：非常勤一般職）は、児童の定員40人に対して3人配置する」を今後も守ってください。
- c) 児童数が40人をこえるルームは、児童数に比例して（児童13人に指導員1人の割合で）放課後児童指導員（非常勤一般職）を配置してください。特に障害児を受け入れるルームにおいては、なお一層の配慮をして下さい。
- d) 年度途中で放課後児童指導員（非常勤一般職）に欠員が生じた場合も、事故対応要員を増すなど、非常勤一般職を速やかに補充されるような採用方法にしてください。

昨年度も多くの指導員が退職しています。これは重大な問題と考えています。子どもたちが安心して放課後ルームに通うためには、指導員が継続して働けることがどうしても必要です。指導員の賃金・労働条件、身分保障について抜本的な改善をはかってください。

一度に複数の指導員が異動するようなことは、原則としてやめてください。

公設公営に移行にあたり職を失った前指導員に対し、引き続き市の職のあっせんをしてください。

3 要望の実現をめざして国・県・市への働きかけを強めよう

国・県への要望は全国学童保育連絡協議会（全国連協）および千葉県学童保育連絡協議会（県連協）と協力してその実現を目指します。そのために全国と千葉県で行なう署名、要請行動にも積極的に取り組みます。

4 父母会活動と市連協活動を大に行おう

(1) がくどうまつりを今年も大きく成功させよう

船橋市の放課後ルーム関係者が一堂に集まり、交流できる場として、子どもと父母、指導員が楽しい参加出来る「がくどうまつり」を開催します。また、まつりを通して放課後ルーム仲間の輪と連携を強めるため、各父母会が参加する実行委員会を組織し、みんなが楽しく参加できる企画を検討します。

(2) がくどうキャンプを開催します。

放課後ルームに通う子どもと父母、指導員を対象に、「茨城県白浜少年自然の家」にて、「がく

どうキャンプ in 白浜」を8月26日・27日の1泊2日で実施いたします。
キャンプを通して、子ども達の交流、父母や指導員との交流を積極的に進めます。

(3) 全てのルームに父母会を。多面的な活動を繰り広げよう

全てのルームに父母会が設立されるよう広く呼びかけるとともに、父母会設立のお手伝いをします。

市連協未加入の父母会に、市連協加入を積極的に呼びかけます。また父母会のないルームには個人会員での加入を働きかけます。

定例会を開催し、各父母会の交流を積極的に進めます。

未加入父母会も含めて、定例会への参加を広く呼びかけます。

定例会では情報の共有と要望の集約を行い、その結果を積極的に行政と交渉します。

「がくどうほいくふなばし」の紙面で、各ルームの父母会活動を広く知らせると共に、父母会のないルームについても、「がくどうほいくふなばし」が配布できるよう工夫します。ホームページを利用した広報・宣伝活動も進めます。

保育園父母会連絡会など子育てに関わる団体との連携を密にし、学童保育関連の情報の集約、伝達に努力します。

市に対して積極的に父母会の育成を行うように働きかけます。また、入所説明会に市連協に付いての案内を配布してもらえるように働きかけます。

(4) 学習・交流活動

全国学童保育研究集会

今年は10月28日～29日に愛知県で開催されます。多数の参加で成功させ、交流を深めましょう。

県連協と千葉県学童保育研究集会

今年も県連協との連帯を引き続き強めます。千葉県学童研究集会成功のために活動します。

船橋市保育問題協議会(市保問協)・「輝け船橋の子どもたち」

第15回「輝け船橋の子どもたち保育・教育・市民のつどい」は、2007年2月4日に行われる予定です。実行委員会に参加し、記念講演のテーマや講師の希望を出していきます。放課後ルーム

分科会では、昨年に引き続きCAPの開催を予定しています。

「公立保育園大好きネットワーク」

公的保育の後退となる公立保育園の民間委託に反対する「公立保育園大好きネットワーク」に参加し運動を進めます。

保育園父母会連絡会との連携した活動

具体的な取り組みとしては、

ア、保育園の卒園児への働きかけ

・「がくどうまつり」のピラを配布し招待します。民間保育園にも、対象父母にピラの配布をお願いします。

・12月にアンケートを行います。また、放課後ルームや父母会活動を紹介するピラを作成します。

・各父母会で対応する保育園父母会に、ルームや父母会を紹介する機会を設けるよう依頼します。

イ、保育園父母会連絡会との交流を進め、定例会で訴えるなど、共同を一層進めます。

ウ、19年度放課後ルーム入所申し込み前に独自で「放課後ルーム説明会」を開催します。また情報の少ない幼稚園の父母にも参加できるように呼びかけます。

(5)月刊誌「日本の学童ほいく」誌を全父母に広げよう

各父母会単位で30%以上の普及を目指しましょう。

ルームや父母会の様子を投稿するなど、紙面作りに積極的に参加しましょう。

(6)市連協の活動を支える財政を確立しよう

市連協会費について

今年度も父母会加入世帯数での納入を基本に、各父母会の実情に応じ、会費納入をお願いします。

会員の拡大

市連協の財政の確立には、会員数の拡大が必須です。そのために、定例会への参加の呼びかけや「がくどうほいくふなばし」の配布の拡大を進めたり、ルーム増設運動を行いながら、父母会の結成の援助や、未加入父母会への呼びかけを積極的に進めます。その上で市連協会費の納付について理解を求めます。

賛助会員の拡大

昨年度からスタートさせた保護者OB、指導員OBの方を対象とする賛助会員の拡大に引き続き取り組みます。賛助会員の会費は年3,000円以上とします。

事業活動

『がくどうまつり』での事業活動を行います。

経費の削減

引き続き収入に見合った支出に収まるよう注意し、単年度で赤字を出さないことを原則とします。ただし、運転資金が不足する場合は、事務所移転積立金より借用します。

(7) 新役員体制を確立し、市連協の活動を前進させよう

定例会開催が活動の基本

昨年度に続いて、原則、毎月第四金曜日19時45分から月1回の定例会とそのための役員会を開催し活動を進めます。定例会では、各ルームの交流を重視します。

「がくどうほいくふなばし」と市連協ホームページで広く活動を交流しよう

ア、「がくどうほいくふなばし」の毎月発行をめざします。「ほのぼの保育報告」や各父母会のコーナーを充実させます。

イ、ホームページは、ニュースや増設の運動に役立つ資料なども掲載し、会員間の情報交換にたいへん役立ってきました。引き続き掲載内容の充実に努力します。

役員を選出について

ア、役員選出にあたっての基本的な考え方

・父母会のないルームに父母会を作り、父母間の交流を図り、保育内容を向上させるなど、全市的視野に立って運動を進めるためのしっかりとした役員体制を確立する必要があります。

・全父母会から役員を出すことを基本に、未加入の父母会や父母会のないルームの個人会員や指導員など、現役を運営の中心としつつ、経験や継続性も重視してOBからも選出します。

イ、役員を選出方法

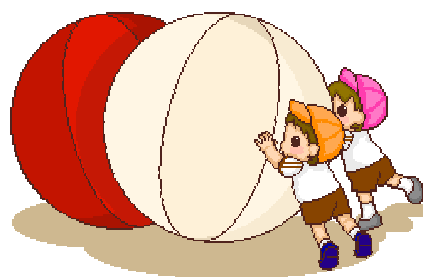
・別紙のとおり役員を提案します。

・ただし、単位父母会や他団体との調整もあるため、7月・9月・1月の定例会で補充する役員を提案し承認を受けます。

・各ルームからぜひ1名は選出いただけるよう検討しましょう。

ウ、今年度の役員体制(省略)

付 属 資 料



<千葉県学童保育連絡協議会 定期総会議案より抜粋>

(1)学童保育のいま

2005年5月現在で、全国の学童保育数は2033市区町村に1万5309か所、入所児童数は65万4823人に達し、この5年間で4300か所増、児童数は20万人増えました。このことの背景には、共働き家庭の一般化や一人親家庭の増加、子どもの安全への関心の高まりなどがあり、学童保育へのニーズが急速に広がっていることがうかがえます。

特に、2005年後半には、幼い小学生が下校途中に連れ去られ殺害されるという痛ましい事件が相次いだことで、「子どもの放課後の安全」は大きな社会問題としてクローズアップされています。安全が保障され、安心して地域生活や家庭生活が送れる環境が衰えつつある今日、学童保育に大きな期待がかけられています。

しかし、学童保育の受け入れの現状は、高まる需要に応じ切れていないのが実情です。定員を設けていることが多い公営の学童保育の一部では、その定員数を事実上拡大して受け入れても、なお待機児童をだしてしまっています。さらに、このような待機児童をださないための受け入れの拡大は、学童保育の大規模化という事態につながり、100人以上の児童が在籍している学童保育も現れました。

待機児童・大規模化の問題は、現場レベルでの対策で解決するものではありません。既に、一学校区に複数の学童保育を設置したり、大規模化した学童保育を複数に分割し、それぞれを独立運用している事例があります。必要とするすべての児童が学童保育を利用できるよう、施設整備の拡充が急がれます。

学童保育の設置と運営に関わる適正なガイドラインの整備が遅れていることも、学童保育が拡大する中で大きな課題となっています。施設面では、施設の場所や広さ、設備・備品等で、児童の「生活の場」として相応しくない学童保育が多くみられます。施設の開所日・開設時間や受け入れ児童の学年制限は、年々改善されてきています。特に、就労の多様化により、幅広い開設時間のニーズが顕著に現れて、これまで一般的だった午後6時までの開設時間の設定は減少傾向にあります。しかし、夜間にまでおよぶ保育を学童保育が保障すべきかは、今後議論を必要とします。障害児の受け入れは5年間で2.4倍に拡大しましたが、障害児保育にかかる指導員配置が縮小される事例も見られます。また、施設面での課題を抱えたまま受け入れているところが多く、十分なケアが行き届いていません。

学童保育の運営形態の多様化により、公営（自治体直営）の学童保育の割合は全体の半数を切り、箇所数は増加していますが、比率は減少傾向にあります。保護者が運営する学童保育は、全体の学童保育箇所数が増加する中で、箇所数自体が減少しています。一方で、指定管理者制度の導入などにより、民間企業が学童保育事業に参入している地域もでてきています。その地域の学童保育がどのような運営形態であっても、公的な責任は等しく存在します。

また、どのような運営形態であっても学童保育の基本的な役割は果たされなければいけません。指定管理者制度には、民間活力導入・自治体の管理経費縮減のねらいがありますが、学童保育事業への導入には多くの問題点が指摘されています。公的責任の縮小、弱体化の動きを見逃さず、自治体の施策に対しては「子どもにとってどうなのか」という視点で判断することが大切です。

学童保育に関わる国の動きでは、国会での審議が注目されます。2005年10月と12月に開かれた衆議院青少年問題特別委員会は、国会史上初めて学童保育に関する集中的な審議を行いました。この中で、学童保育の大規模化の問題やガイドラインへの言及がなされ、また、厚生労働省内部の会議でも、学童保育の大規模化への対策が表明されました。このことは、学童保育への期待と現状の改善を求める声の広がりを示すものであり、有効な財政措置の実現が強く求められます。

(2) 県内の学童保育の状況

2005年5月現在、千葉県内では74市町村に594か所の学童保育があり、昨年からの増加数は37ヶ所で、新たに3つの自治体が学童保育を実施しました。しかし、県内の学童保育も全国的な問題を抱えています。定員を40名以下に設定している学童保育所は全体の61%に止まり、4割が40名以上と設定しています。定員が100名以上のものは6か所あります。定員を定めない学童保育所で児童数が70名を超えるところは52か所です。このように、大規模化した学童保育は、子どもにとっての「生活の場」としても、保護者が安心して働くための保障としても、そして、指導員が子どもと向き合う空間としても、重大な支障があります。船橋市や我孫子市では、待機児童を極力少なくする方針をとっているために、深刻な大規模化が進行しましたが、この間、一学校区内での複数設置や学童保育の分割運営に取り組み始めています。これらの施策と実践を評価検討することも大切です。

千葉県の単独補助事業では、2005年度から新たに「小規模児童クラブ補助事業」が設置されました。これは、国庫補助事業の基準に満たない学童保育への補助事業で、初年度の予算規模は584万円(1箇所あたり30万円強)です。ただし、学童保育事業を市町村が直営または委託している学童保育所であることが補助要件になっていますので、補助方式のところや市町村から補助金すら得ていない学童保育は対象から外されてしまっています。県は、「県の役割は誘導的なものにならざるを得ず、この補助事業についても『ニーズはあるが児童数が少なく国庫補助を受けられない所には、県が補助金を出すから市町村がしっかりやってください。』という趣が強い。」としていて、市町村の認知が得られず運営が不安定な学童保育に対する積極的な支援の姿勢は見せていません。

国による学童保育の条件整備が進まない中で、2005年8月、千葉県は「放課後児童クラブガイドライン」の作成作業を独自に始めました。都道府県レベルでのガイドラインづくりは、既に埼玉県が策定している他、石川県、群馬県でも同様の動きがあります。県が設置

した「放課後児童クラブガイドライン研究会」が作業を進め、今年4月に成案が完成、近々県民にパブリックコメントを求める予定です。この機会を生かし、このガイドラインで県内の学童保育の底上げができるよう働きかける必要があります。